

健康長寿

「休日レディースがん検診」 「平日イブニングレディースがん検診」

現在、死因の第1位はがんです。国民の2人に1人ががんになり、3人に1人ががんで亡くなっています。しかし、がんの6割が治る時代になり、国は、がんによって亡くなる人を減らすため、がん検診受診率50%以上を目指しています。職場などで受ける機会のない人は、ぜひ、市のがん検診を受けましょう。

県では「休日レディースがん検診」、「平日イブニングレディースがん検診」を実施しています。県内の個別検診機関(登録された県内の医療機関)で受診できますので、詳しくは県ホームページをご覧ください。




▲ 県のホームページ

▲ 集団検診はこちら

がん検診
めざまし受診率50%超

健康長寿課
健康増進G
73-80223

なお、市の集団検診では、令和4年11月20日(日)に子宮がん・乳がんを受診できます。完全予約制で、10日前までのご予約をお願いしています。定員に達し次第、終了となります。

子育て支援

第2子のこども園料などの 子育て支援を拡充します

市では、福井県の「子どもさんふくしプロジェクト」の実施に合わせ、こども園料などの子育て支援を拡充します。


実施期間
令和4年9月から

対象事業

- ▼こども園料無償化の拡充
0～2歳児を対象に、こども園料の無償化を拡充します。
対象児童 第2子で0～2歳児
所得制限 年収640万円未満
相当世帯

▼その他サービスの無償化
病児・病後児保育事業について、利用料無償化を第2子まで拡充します。
対象児童 第2子以降で就学前
所得制限 なし

問合せ 子育て支援課
73-8021



健康長寿

高齢者の インフルエンザ予防接種

インフルエンザ予防接種希望者に一部費用を助成します。

助成期間 10月1日(土)～令和5年1月31日(火)

ところ 県内の協力医療機関

対象 65歳以上の人

- ※9月下旬に個人通知予定。
- ※令和4年12月31日現在で65歳以上の人に交付。
- 昭和33年1月生まれの人で、通知を希望する人は「連絡ください」。


助成回数 1回
負担額 2200円

その他
60～64歳の人で心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能に障害またはHIVによる免疫の機能に障害があり、日常生活に著しい制限などがある人も対象となります。

協力医療機関以外での接種を希望する人は、接種後に一部助成額を支払います。領収書(被接種者名・予防接種名が分かるもの)と振込先が分かるものを持参し、手続きを行ってください。

※領収書に予防接種名が記載されていない場合には、予防票もしくは接種済証を合わせて提出してください。

問合せ 健康長寿課
73-8023



▲ ホームページ

子育て支援

子どもの インフルエンザ予防接種

インフルエンザ予防接種希望者に一部費用を助成します。

助成期間 10月1日(土)～令和5年1月31日(火)

対象 1～15歳の人(中学生まで)


助成額 1回につき1000円

助成回数 1歳～小学生 2回
中学生 1回

申請方法
① 市内の医療機関で接種する場合、母子健康手帳を持参し、医療機関の窓口で申請書を記入してください。(助成額分を引いた金額をお支払いください。)

② 市外の医療機関で接種する場合、2月28日(火)までに「こあらっこ」で助成の申請を行ってください。申請の際には、領収書(被接種者名・予防接種名が分かるもの)と振込先が分かるものを持参してください。

問合せ 子育て世代包括支援センター こあらっこ
73-8010



福祉

ご存じですか? 障害者(児)に対する各種手当

障害者やその養育者を対象に各種手当を支給しています。手当を受給するには障害の程度や所得の要件などの条件があり、申請書などの提出が必要です。不明な場合は、ご相談ください。

- ▼特別児童扶養手当
身体または精神に中度以上の障害(身体障害者手帳1級3級および4級の一部または療育手帳AもしくはBの一部)のある20歳未満の児童を養育している人に支給します。
※児童福祉施設などに入所している児童は対象となりません。
- ▼障害児福祉手当
20歳未満で、身体または精神に重度の障害(身体障害者手帳1、2級および療育手帳A1程度)があるため、日常生活で常時介護を必要とする在宅の重度障害児に支給します。
※児童福祉施設などに入所している児童は対象となりません。
- ▼重症心身障害児(者)福祉手当
身体障害者手帳1、2級または療育手帳AもしくはBの一部の人で、公的年金や特別障害者手当などを受給できない人に支給します。
- ▼所得現況届の提出について
既に手当を受給している人は、毎年、所得現況届の提出が必要で、手当てにより提出期間が決まっていますので、忘れずに提出してください。

問合せ 福祉課
福祉総務G
73-8020

手当月額 2万7300円

手当月額 (障害児1人当たり)
・1級障害児 5万2400円
・2級障害児 3万4900円

手当月額 3000円

手当月額 1万4850円

消費税インボイス制度 説明会、登録申請相談会

事業者の皆さんに、消費税インボイス制度に関する説明会と登録申請手続をサポートする登録申請相談会を開催します。参加費は無料です。

詳しくは、国税庁のホームページをご覧ください。

9月27日(火)、10月26日(水)

午前の部
【説明会】 9時30分～11時
【相談会】 11時～11時45分

午後の部
【説明会】 14時～15時
【相談会】 15時～15時45分

申し込み 三国税務署
事前に電話予約
午前の部 ☎81-6582
午後の部 ☎81-6583

後期高齢者医療制度に 関するお知らせ

後期高齢者医療被保険者証 10月1日から一定の所得がある人の医療費の窓口負担割合が1割から2割に変更となります。10月1日から有効の被保険者証が世帯ごとに発送されますので、ご確認ください。

発送時期 9月中旬
有効期限 10月1日～令和5年7月31日

▼後期高齢者医療保険料減免
新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した人は、申請することで減免となる場合があります。

対象
① 主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った人
② 主たる生計維持者の事業収入の減少が見込まれ、次の全てに該当する人
・世帯の主たる生計維持者の事業収入などのいずれかが

前年の当該事業収入などの額の10分の3以上減少する見込みであること。
・世帯の主たる生計維持者の前年の所得の合計額が1千万円以下であること。
・世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入などに係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

対象となる保険料
納期限が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間にある保険料

減免額
主たる生計維持者の令和3年における所得の合計に応じて、一部または全部

問合せ 福井県後期高齢者医療広域連合
54-6330

